

北海道フィンランド協会規約

(2020年6月29日改正施行)

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、北海道フィンランド協会という。

第2条 (事務所)

本会は、事務所を札幌市に置く。

第3条 (目的)

本会は、生活・文化・スポーツ・経済等の交流を通じて、北海道民（日本国民）とフィンランド共和国民との相互理解を深め、友好親善関係を促進することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フィンランドに関する講演会、セミナー、展示会及び映画界等の開催
- (2) フィンランドに関する資料及び情報の提供
- (3) フィンランドへの北海道の文化、経済等の紹介ならびに情報の提供
- (4) フィンランド語講座の開催
- (5) フィンランドへの視察、研修及び交流親善のための旅行の企画と実施
- (6) 北海道を訪れるフィンランド人との交流、親善
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業

第2章 構成員

第5条 (会員の種別)

本会の会員は、第3条の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た個人または法人をもって構成し、種別は次の通りとする。

1. 正会員：本会の目的に賛同する個人及び法人
(個人正会員には、学生会員、家族会員も置く)

- (2) 特別会員：本会の目的に賛同し、特にフィンランドとの関連の深い個人並びに法人

第6条 (入会及び資格の喪失)

1. 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得る。
2. 本会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。
 - (1) 理由を付して退会届を提出したとき
 - (2) 本会が解散、あるいは会員が死亡したとき
 - (3) 一年以上会費を滞納したとき

- (4) この会の名誉を傷つけたとき

第7条 (入会金及び会費)

1. 本会の会員は、入会金及び年会費を納めなければならない。
2. 入会金及び年会費の額は、次の通りとする。
正会員

[個人] 入会金 1,000円

(但し、家族会員は 無料)

年会費 (1口) 3,000円

(但し、学生は 2,000円、

家族会員は、1500円)

[法人] 入会金 10,000円

年会費 (1口) 10,000円

3. 既納の入会金及び年会費は返還しない

第3章 役員等

第8条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 (30名以内)

会長 1名

副会長 若干名

専務理事 若干名

常務理事 若干名

常任理事 若干名

理事 10名程度

(2) 監事 2名

第9条 (役員を選任)

役員は総会において会員のうちから選出する。但し副会長、専務、常務、常任の各理事は理事の中から会長が委嘱する。なお各地区協会会長は本会の副会長を兼任する。

第10条 (役員職務)

1. 会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、その会務を代理する。
2. 専務理事は会務を掌理する。専務理事のうち1名は業務総括とし、他の1名は主として語学講座を担当する。
3. 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事に事故ある時、その職務を代理する。
4. 常任理事は常任理事会の構成員としてその役割を担う
5. 理事は理事会の構成員としてその役割を担う。
6. 監事は理事会に出席して会務の執行を監査するとともに、会計監査を行い総会に報告する。

第11条（役員の任期）

1. 理事の任期は2年、監事の任期は4年とする。但しいずれも再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第12条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局長は常任理事の中から会長が委嘱する。
3. 事務局長は事務局を管理し、事務を処理する。

第4章 地区協会

第13条（地区協会）

正会員は、居住する地区で10名以上とまれば、地区協会を設けることができる。各地区協会は代表者（地区会長）など役員を置いて独自の活動を行うことができる。

第5章 会議

第14条（総会）

1. 総会は会員で構成し年1回以上会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。
2. 総会は役員を選出を行うほか、事業計画及び収支予算を決定し、事業報告及び収支決算を承認する。また理事会が必要と認めた事項を審議する。
3. 総会は、出席会員の過半数を以って議決する。

第15条（理事会・常任理事会）

1. 理事会は全役員で構成し、年2回以上、会長が召集し、議長は会長があたる。理事会は、出席理事の過半数を以って議決する。
2. 理事会は事業計画および収支予算を立案し、また事業報告及び収支決算を審議し総会に提出する。
3. 常任理事会は、専務、常務、常任の各理事で構成し、必要に応じて専務理事が招集し、本会の運営に必要な事項を審議、執行する。

第6章 名誉職・顧問・参与

第16条（名誉会長・名誉会員）

1. 本会は、駐日フィンランド国特命全権大使を名誉会長に推戴する。
2. 本会は、本会の発展に大きな功績を残された方や本会と深い関わりを持つ方を総会の総意によって名誉会員に推戴する。

第17条（名誉顧問、顧問）

1. 本会は、名誉顧問、顧問を置くことができる。
2. 名誉顧問は、当会の会長経験者を推戴する。

3. 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
4. 名誉顧問、顧問は、本会の重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。

第18条（参与）

参与は学識経験者ならびに道内各地域の有識者より会長が委嘱し、理事会に出席して会の重要な問題について意見を述べることができる。

第7章 会計

第19条（会計の種類）

本会の会計は、一般会計と語学講座特別会計の二つとする。

第20条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

第21条（経費）

1. 一般会計の経費は、正会員の入会金、年会費及びその他の収入による。
2. 語学講座特別会計の経費は、語学講座受講者の受講料及びその他の収入による。
3. 地区協会の会計は、それぞれの地区に居住する正会員の年会費総額の3分の2と、北海道協会との共同事業（道協会経費）支出に伴う経費による。
4. 地区協会代表の北海道協会総会、同理事会への出席経費の一部を北海道協会が負担する。

第8章 規約の改正等

第22条（規約の改正）

本会の規約は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第23条（不測事態対応）

本規約に定めない事態が生じた場合は、理事会の判断に委ねられるものとする。

第9章 付則

第24条（付則）

1. この規約は、1976年10月26日より施行する。
14. 2017年5月30日改正施行する。
15. 2019年5月9日改正施行する。
16. 2020年6月29日改正施行する。